

市民税・県民税の申告について、詳細は、市ホームページでお知らせしています。右の二次元コードからも確認できます。  
問合せ／市民税課(☎232-9138)



# 市民税・県民税の申告には 事前予約が必要です

問合せ／市民税課(☎232-9138)

## 申告の対象

令和5年1月1日現在、市内に居住する方で、次の方は、令和4年中の収入について、3月15日(水)までに、市民税・県民税の申告が必要です。

申告書と申告の手引きなどを、前年度の申告をもとに、1月26日(木)から送付する予定です。申告が必要な方で、申告書が届いていない場合は、市民税課(☎232-9138)へお問合せください。

### 申告が必要な方

- ① 営業・農業を営んでいる方、不動産所得や一時所得のある方
- ② 給与収入のある方で、次のいずれかの方  
・勤務先から水戸市へ給与支払報告書が提出されない方 ※勤務先に確認してください。  
・年末調整できなかった控除などの申告をする方  
・給与収入のほかに20万円以下の所得がある方 ※20万円を超える場合は、確定申告が必要です。
- ③ 年金収入のある方で、次のいずれかの方  
・年金の収入が400万円以下で、20万円以下のその他の所得がある方 ※20万円を超える場合は、確定申告が必要です。  
・医療費控除、生命保険料控除など各種控除の申告をする方 ※65歳以上の方(昭和33年1月1日以前生)は年金収入152万円超、65歳未満の方は102万円超の場合でない

場合でない、市民税・県民税がかからないため、申告しても税額は減りません。

- ④ 収入のない方または非課税収入(遺族年金、障害年金など)のみの方であって、水戸市に住民登録のある方の被扶養者になっていない方 ※国民健康保険、後期高齢者医療保険、国民年金、介護保険、児童扶養手当、就学援助、公営住宅、マル福制度などの保険料算定や料率区分判定のために、非課税と決定される必要のある方は、申告が必要です。
- ⑤ 上場株式等の特定配当等または特定株式等譲渡所得のある方で、その所得の一部について、所得税と異なる課税方式を選択する方

### 申告が不要な方

- ① 所得税の確定申告書を提出する方
- ② 給与収入のみで、勤務先から水戸市へ年末調整済みの給与支払報告書が提出される方
- ③ 公的年金収入のみ(外国からの年金を除く)で控除の追加申告のない方
- ④ 親族の被扶養者として申告されている方 ※扶養者が水戸市に住民登録している場合に限り

## 申告に必要なもの

- ① 令和5年度市民税・県民税(国民健康保険税)申告書
- ② 申告者のマイナンバーが確認できる書類、本人確認ができるもの
- ③ 令和4年分の給与や年金収入が分かるもの(源泉徴収票など)
- ④ 収入や支出が分かる書類(事業・不動産所得の収支内訳書・帳簿など、配当所得・雑所得・一時所得などの受取り金額や経費が分かるもの)
- ⑤ 医療費控除の明細書や各種控除の証明書など ※医療費控除、生命保険料控除などの所得控除等を受ける場合

### 水戸税務署での受付が必要な確定申告について

次の内容などは、水戸税務署の確定申告会場で申告してください。受付期間や場所など、詳細は、次ページをご覧ください。

- ① 土地・建物等を譲渡した申告
- ② 住宅ローン控除の初年度の申告
- ③ 準確定申告(亡くなった方の申告)
- ④ 令和3年以前の申告
- ⑤ 上場株式配当等控除額や先物取引の申告 など

### インターネットで市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます

市民税・県民税の試算と、申告書の作成を、市ホームページから行うことができます。作成した申告書は、印刷して郵送または窓口で提出することができます。詳細は、市ホームページをご覧ください。

- ※令和5年度版の利用開始は、1月下旬を予定しています。
- ※電子申告には対応していません。



市の申告会場(出張申告会場を含む)で市民税・県民税申告や確定申告をする場合、事前に期日・時間帯の予約が必要です。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、できる限り少ない人数で、予約した時間内に来場・受付をしてください。当日の混雑状況によっては、申告受付時間が前後する場合があります。



## 市役所本庁舎での申告

期間／2月16日(木)～3月15日(水)

※土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月26日(日)は受付できません。

時間／午前9時～正午、午後1時～4時30分

場所／市役所2階大会議室

## 出張申告

受付会場	期日
稲荷第一市民センター	2月3日(金)
内原市民センター	2月8日(水)・9日(木)・10日(金)
桜川市民センター	2月17日(金)
渡里市民センター	2月21日(火)・22日(水)
国田市民センター	3月3日(金)
山根市民センター	3月7日(火)
石川市民センター	3月9日(木)・10日(金)

時間／午前9時～正午、午後1時～4時30分

## 予約方法

予約は、専用ホームページと専用ダイヤルで受け付けます。

■ 専用ホームページ…<https://mitoshi.rev.jp>

受付期間／1月26日(木)の午前9時～3月14日(火)

※24時間受け付けます。希望日の前開庁日の午後5時までに予約してください。受付期間前には予約できません。専用ホームページは、フィーチャーフォン(ガラケー)には対応していませんので、注意してください。右の二次元コードからも予約できます。



■ 専用ダイヤル…☎297-6010

受付期間／1月27日(金)～3月14日(火)

受付時間／午前9時～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く。希望日の前開庁日までに予約してください。受付期間前は電話がつながりません。専用ダイヤルは、大変込み合います。つながらない場合は、時間または日を改めてかけ直してください。

希望する期日・時間帯を指定し、予約してください。予約枠1つにつき、1名分の申告ができます。2名以上の申告を行う場合の予約方法は、市ホームページをご覧ください。

市民税課窓口での申出や、市民税課・出張会場などへの電話による予約はできません。

※すでに完成している申告書を提出する場合の予約は不要です。

■ 期日・時間帯の変更は予約日前開庁日まで

・専用ホームページ…改めて希望する期日・時間帯を選択し、予約を取り直してください ※「予約者情報画面」の「新規・変更」の項目で、「変更」を選択してください。

・専用ダイヤル…予約の変更と最初の予約日時を伝え、改めて希望する期日・時間帯を指定してください

### 市民税・県民税申告書は、できる限り郵送で提出してください

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送での提出にご協力ください。

添付資料を同封することにより、申告書の記入を一部省略できます。添付資料をもとに、市民税課で各所得・控除額を計算し、適用します。

提出方法／3月15日(水)(当日消印有効)までに、申告書に、住所・氏名など必要事項を記入し、水戸市市民税課(☎310-8610)へ

添付書類／マイナンバーが確認できる書類の写し、給

与・年金収入のある方は源泉徴収票、各種控除の証明書 ※医療費控除の適用を受けるには、医療費控除の明細書の提出が必要です。 ※詳細は、市民税・県民税の申告の手引きをご覧ください。

※受理された申告書の控えが必要な方は、申告書と併せて返信用封筒(宛名を記入し、切手を貼ったもの)と申告書のコピーを同封してください。



**暮** 会計年度任用職員を募集します

問合せ／人事課(☎232-9120)

令和5年度会計年度任用職員を募集します。市民のため、市政のために活躍しませんか。

勤務時間・日数や報酬額は、募集職種や配属先によって異なります。応募条件や募集職種など、詳細は、市ホームページまたは募集案内をご覧ください。

任用開始予定日／4月1日

選考方法／一次…書類審査 二次…面接 ※職種によって実技審査あり。

申込期間／2月6日(月)～17日(金)(必着) ※2月18日(土)以降も、随時受け付けますが、4月1日からの就労が難しくなる場合があります。

申込方法／次のいずれかの方法で申込み

電子申請	郵送
いばらき電子申請・届出サービス( <a href="https://s-kantan.jp/city-mito-ibaraki-u/">https://s-kantan.jp/city-mito-ibaraki-u/</a> )から申込み ※右の二次元コードからも申込みます。	申込書に記入し、郵送で、水戸市人事課(〒310-8610)へ

※募集案内と申込書は、2月6日(月)以降、同課または市ホームページから入手できます。右の二次元コードからも確認できます。

**税** 国民健康保険の手続きをお願いします

問合せ／国保年金課(☎232-9526)

水戸市に住民登録をしている方で、国民健康保険に未加入の方は、届出が必要です(職場の健康保険に加入している方とその被扶養者、後期高齢者医療該当者、生活保護を受けている方は必要ありません)。また、国民健康保険に加入している方で、右表のような異動があった場合は、その日から14日以内に手続きが必要です。

手続先／国保年金課、各出張所  
手続に必要なもの／マイナンバーが確認できる書類、本人確認書類(運転免許証、パスポートなど)、右表に該当するもの

※別世帯の方が保険証を受取る場合は、委任状が必要です。

※マル福受給者は、医療福祉費受給者証の変更手続きも必要ですので、受給者証をお持ちください。

※マイナンバーカードを保険証として利用している場合でも、手続きが必要です。

	こんなとき	必要なもの
国保に入るとき	他の市区町村から転入してきた	前年分の所得証明など ※ない場合は、市が前住所地に照会します。
	職場の健康保険を脱退した	資格喪失証明書または退職証明など、退職日の確認ができるもの
	家族の健康保険の被扶養者からはずれた	資格喪失証明書または被扶養者からはずれたことを証明する書類
	子どもが生まれた	
生活保護を受けなくなった		保護廃止(停止)決定通知書
	他の市区町村に転出する	保険証
国保をやめるとき	職場の健康保険に加入した	国保と加入した健康保険の両方の保険証(職場の健康保険が未交付の場合は加入したことを証明できるもの)
	家族の健康保険の被扶養者になった	
	国保の被保険者が死亡した	保険証
その他	生活保護を受けるようになった	保護開始決定通知書、保険証
	市内で住所が変わった	
	世帯主や氏名が変わった	保険証
世帯を分けた、一緒にした		
	修学や施設入所などで市外に住所を移した	在学(在園)証明書、保険証 ※保険証の更新には毎年申請が必要です。また、修学や施設入所を終えた場合などは、その届出が必要です。
	保険証をなくした、汚れて使えなくなった	本人であることを証明するもの ※別世帯の方が再発行を申請する場合は、委任状が必要です。

掲載している情報は1月4日時点のものです。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、中止・延期などになる場合があります。

**暮** エネルギー価格高騰等対策事業者緊急支援金

問合せ／商工課(☎232-9185)

エネルギー価格高騰、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた、市内事業者を対象に支援金を支給します。

対象／次のすべてに該当する事業者

- ①市内に事業所がある法人・個人事業主または市内に住所がある個人事業主
- ②令和3年12月以前に事業を開始しており、今後も事業を継続する意思を有する
- ③令和4年1月～10月の期間内で、前年同月比で光熱費および燃料費が増加し、かつ、増加額に12を乗じた額(年間換算額)が、法人の場合は20万円以上、個人事業主の場合は10万円以上である
- ④令和4年1月～10月の期間内で、前年、前々年または3年前の同月比で売上額が30%以上減少した月があること

支援金額／法人…一律20万円 個人事業主…一律10万円

申請期限／2月28日(火)

申請方法／次のいずれかの方法で申請

電子申請	郵送申請
いばらき電子申請・届出サービス( <a href="https://s-kantan.jp/city-mito-ibaraki-u/">https://s-kantan.jp/city-mito-ibaraki-u/</a> )から申請 ※右の二次元コードからも申請できます。	申請書に記入のうえ、添付書類を添えて、郵送で、水戸市商工課(〒310-8610)へ ※申請書は、同課、各出張所、各市民センターまたは市ホームページで入手できます。

※詳細は、市ホームページをご覧ください。お問合せください。右の二次元コードからも確認できます。

水戸税務署からのお知らせ

問合せ／水戸税務署(☎231-4211) ※自動音声案内。

■ 所得税などの確定申告を受け付けます

期間	時間	場所	対象
2月15日(水)まで	午前9時～午後4時	水戸税務署庁舎(北見町)	還付申告の方のみ
2月16日(木)～3月15日(水)	午後4時～	中央ビル4階(泉町2)	すべての方

※土・日曜日、祝日は除く。ただし、2月19日(日)・26日(日)は開設。

**!** 申告会場への入場には入場整理券が必要です

入場整理券は、当日配布のほか、事前にLINEで取得することができます。当日配布の場合、配布状況により、後日の来場をお願いする場合があります。

※詳細は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/index.htm>)をご覧ください。右の二次元コードからも確認できます。



■ 確定申告にはe-Taxをご利用ください

e-Taxを利用すると、申告会場に出向かなくても、自宅で、スマートフォンやパソコンから手続きができます。

マイナンバーカードをお持ちの方は、対応のスマートフォンまたはICカードリーダーライターを利用して、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」から申告書を提出できます。また、印刷して、郵送などで税務署に提出することもできます。

感染防止の観点からも、ぜひe-Taxをご利用ください。

▼e-Tax・作成コーナーヘルプデスク…☎0570-01-5901

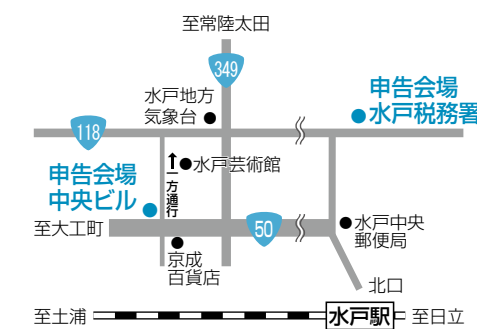
開設時間／午前9時～午後5時 ※土・日曜日、祝日を除く。

■ インボイス制度が始まります

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として、インボイス制度が始まります。

インボイスを発行するには、事業者登録申請が必要です。登録を受けると、税務署から通知され、取引先へのインボイス登録番号などのお知らせがスムーズにできます。

登録申請の方法など、詳細は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)をご覧ください。



会場には、駐輪場・無料駐車場がありませんので、公共交通機関などでの来場にご協力ください。

■ 来場時の注意点

- 原則として、会場では来場者自身がパソコンやスマートフォンを操作し、申告書を作成してください
- 2月16日(木)～3月15日(水)は、水戸税務署庁舎での確定申告相談・受付は行っていませんので、注意してください

令和4年度 納期のお知らせ  
納期限／1月31日(火)

納付するもの	課税に関する問合せ
市民税第4期分	市民税課(☎232-9138)
国民健康保険税第7期分	国保年金課(☎232-9526)
後期高齢者医療保険料第7期分	国保年金課(☎232-9528)

納付に関する問合せ／収税課(☎232-9145)、後期高齢者医療保険料については国保年金課(☎232-9528)

口座振替などをご活用ください

市税は、口座振替やインターネットでのクレジット決済、スマートフォン決済アプリでも納付できます。自宅などで納付ができるこれらの方法をご活用ください。

各種納付方法や徴収の猶予など、詳細は、収税課にお問合せください。

1月4日から「軽JNKS」(軽自動車税納付確認システム)が開始されました

問合せ／収税課(☎232-9145)

軽自動車税(種別割)の車両ごとの納付状況を、軽自動車検査協会がオンラインで確認できる「軽JNKS」が開始されました。

「軽JNKS」により、三輪以上の軽自動車の車検において、継続検査窓口での納税証明書の提示が、原則不要になります。ただし、次の場合には納税証明書が必要となる場合があります。

- 二輪車(排気量250cc超)の車検を行う場合
- 納付直後で軽JNKSに納付状況が反映されていない場合
- 中古車の購入直後の場合
- 他の市区町村へ引越した直後の場合
- 対象車両に過去の未納がある場合 など